○財務省・農林水産省告示第十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十一日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘
七年を超え八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十三年以下	年一分一厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分二厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分三厘五毛
十六年を超え十七年以下	年一分四厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分五厘

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘
七年を超え八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十三年以下	年一分一厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分二厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分三厘五毛
十六年を超え十七年以下	年一分四厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分五厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百四十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第二百十四号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

表の上欄中「（目）　高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」を「（目）　高齢者医療制度円滑運営事業費補助金　後期高齢者医療災害臨時特例補助金」に、「（目）　国民健康保険団体連合会等補助金（国民健康保険中央会に係るものを除く。）」を「（目）　国民健康保険団体連合会等補助金（国民健康保険中央会に係るものを除く。）　国民健康保険災害臨時特例補助金　国民健康保険組合災害臨時特例補助金」に改める。

○農林水産省告示第千三百六十九号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十三年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、四〇〇、七〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三二四、七〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一七七、五〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、九一、八〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二五九、五〇〇円

○農林水産省告示第千三百七十号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十三年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年七月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタ　KSQ44ZF	211004	株式会社クボタ
〃	クボタ　KSQ44ZC	211005	〃
〃	クボタ　KSQ58ZC	211006	〃
〃	クボタ　KSQ58ZF	211007	〃
〃	クボタ　KSF41	211008	〃
〃	クボタ　KSF50	211009	〃
〃	ジョンディア　CG016	211010	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第千三百七十一号

出願公表後に品種登録出願が却下されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号、出願公表の年月日及び却下の年月日
Beaucarnea recurvata Lem.	ファクボウ9902	コーネリス　ヨハネス　ハンセン オランダ王国　ホンセレルスダイク　ハルデサェルドラーン　10	第19823号 平成18年11月17日 平成23年7月11日

○国土交通省告示第七百六十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の六の規定を実施するため、開発保全航路において確保すべき水深を定める件（平成二十一年国土交通省告示第百二十五号）の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十三年七月二十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

開発保全航路において確保すべき水深を定める件の一部を改正する告示

開発保全航路において確保すべき水深を定める件（平成二十一年国土交通省告示第百二十五号）の一部を次のとおり改正する。

表上欄中「関門航路（六連島西側航路の区域を除く。）」を「関門航路（六連島東側航路及び六連島西側航路の区域を除く。）」に、「関門航路（六連島西側航路の区域に限る。）」を「関門航路（六連島東側航路及び六連島西側航路の区域に限る。）」に、「竹富南航路」を「竹富南航路（竹富島南側航路の区域に限る。）」に改め、同表万関瀬戸航路の項の次に次のように加える。